

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月10日
【会社名】	株式会社高見沢サイバネティックス
【英訳名】	TAKAMISAWA CYBERNETICS COMPANY,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 高見澤 和夫
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央 2 丁目48番 5 号
【電話番号】	03 - 3227 - 3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員管理本部長 高橋 利明
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中央 2 丁目48番 5 号
【電話番号】	03 - 3227 - 3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員管理本部長 高橋 利明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年8月10日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といいます。）に係る役員株式給付規程を制定すること及び当該役員株式給付規程の内容を取締役に知らせることについて決議いたしました。また、同時に当社の株価や業績向上を目指した当社従業員の業務遂行を一層促進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、株式給付信託（J-ESOP）（以下「J-ESOP制度」といいます。）に係る株式給付規程を制定すること及び当該株式給付規程の内容を当社従業員に知らせることについて決議いたしました。これらに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（BBT制度）

（1）銘柄

株式会社高見沢サイバネティックス 普通株式

（2）発行数

45,600株

注1：本信託（BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託をいい、以下「本信託（BBT）」といいます。）は、当社が定める役員株式給付規程に基づき信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当社株式（2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）を予め信託財産内に確保するため、当社の自己株式処分（以下「本自己株式処分（BBT）」といいます。）を引き受けることを予定しております。本自己株式処分（BBT）に係る募集事項は以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式45,600株
募集株式の払込金額	1株につき金900円
払込期日	2026年8月25日

注2：取締役には、役位により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役に給付される当社株式等の数は、取締役の役位により変動いたします。

（3）発行価格及び資本組入額

発行価格 900円

資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、2026年8月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額	41,040,000円
資本組入額の総額	該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分（BBT）に係る処分株式の数（45,600株）に払込金額（1株当たり900円）を乗じた額を記載しております。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役 6名

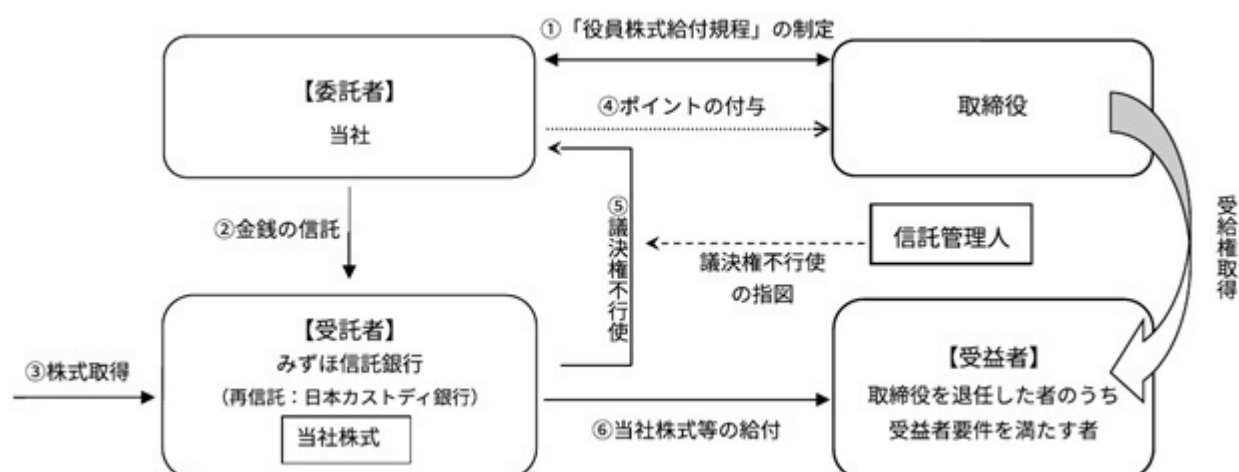
(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託（BBT）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託（BBT）を通じて給付される株式報酬制度です。当社は、取締役に対して、役位により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

【BBT制度の仕組み】



当社は、株主総会において、BBT制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

当社は、の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託（BBT）は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。

本信託（BBT）は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託（BBT）勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託（BBT）は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【本信託（BBT）の概要】

名称	: 株式給付信託（BBT）
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	: 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係のない第三者を選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託（BBT）契約の締結日	: 2026年8月25日
金銭を信託する日	: 2026年8月25日
信託の期間	: 2026年8月25日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、BBT制度が継続する限り信託は継続します。)

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分（BBT）により割り当てられた当社株式は、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（本信託（BBT）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(10) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

役員株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託（BBT）から給付を受けることができる権利です。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けることとなります。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

45,600株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当社の取締役

(J-ESOP制度)

(1) 銘柄

株式会社高見沢サイバネティックス 普通株式

(2) 発行数

208,100株

注 1：本信託（J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託をいい、以下、「本信託（J-ESOP）」といいます。）は、当社が定める株式給付規程に基づき信託期間中に当社従業員に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当社株式（2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）を予め信託財産内に確保するため、当社の自己株式処分（以下、「本自己株式処分（J-ESOP）」といいます。）を引き受けることを予定しております。本自己株式処分（J-ESOP）に係る募集事項は以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式208,100株
募集株式の払込金額	1株につき金900円
払込期日	2026年8月25日

注 2：当社従業員には、資格に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に当社従業員に給付される当社株式の数は、当社従業員の資格に応じて変動いたします。

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 900円

資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、2026年8月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 187,290,000円

資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分（J-ESOP）に係る処分株式の数（208,100株）に払込金額（1株当たり900円）を乗じた額を記載しております。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員 419名

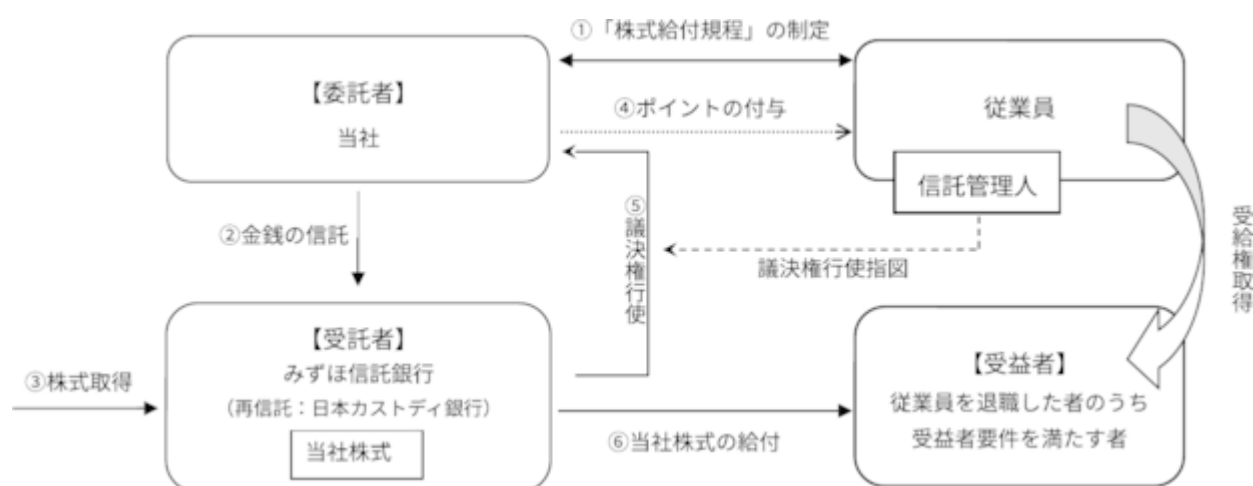
(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

J-ESOP制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームで、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。当社は、従業員に対し、資格に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。J-ESOP制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【J-ESOP制度の仕組み】



当社は、J-ESOP制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託（J-ESOP）に金銭を信託（他益信託）します。

本信託（J-ESOP）は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。

本信託（J-ESOP）は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託（J-ESOP）は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

【本信託（J-ESOP）の概要】

名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
委託者 : 当社
受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者 : 従業員を退職した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人 : 当社の従業員から選定
信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
本信託（J-ESOP）契約の締結日 : 2026年 8 月25日
金銭を信託する日 : 2026年 8 月25日
信託の期間 : 2026年 8 月25日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP制度が継続する限り信託は継続します。)

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分（J-ESOP）により割り当てられた当社株式は、当社従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（本信託（J-ESOP）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(10) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託（J-ESOP）から給付を受けることができる権利です。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

208,100株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当社の従業員

以 上